

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年4月21日付松監第133号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 理財部 管財課	所管課等長氏名 荻 山 眞 五
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
・ 契約方法の検討について 物品は、地方自治法により財産として位置づけられている。また、同法施行令により、随意契約を行うことができる額は、予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとされており、松山市契約規則でその額を30万円（財産の売払い。令和7年10月現在）と定めている。 廃車となった公用車両等を鉄屑として売却した際に、予定価格の設定及びそれに基づいた契約方法の検討を経ず随意契約を行っており、適正な契約手続きがなされていない状況が見受けられた。 規則等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	・ 契約方法の検討について 適正な契約手続きができていなかったのは、担当者をはじめ、確認者が地方自治法施行令や松山市契約規則等を正しく認識していなかったことが原因で、適切な事務フローで実施していませんでした。 そのため、当該業務が法令や規則に基づいた適正な手続きとなるよう、事務処理方法を総点検し、業務を一から見直しました。 ご指摘の契約方法の検討については、予め物品ごとに積算した上で、事業者から参考見積書を取得し、本市で精査、検討を行い、予定価格の設定及び契約方法の決定をするよう改善しました。 所属職員には、職務遂行上の根拠法令等の重要性を再認識するよう指導しました。 今後は、規則等に沿った適正な事務処理に努めてまいります。
・ 物品の無償貸付の手続きについて 物品の無償貸付については、松山市財務会計規則により公益上物品を貸し付けることができるとき及びその手続き等に関し、市長が公益上物品を貸し付けることが必要と認めるときは、市長の決裁を受け会計管理者に通知しなければならない旨が定められている。また、松山市職務権限規則では、財産の貸付等に関し、財政課への合議が定められている。 公共の利益を目的として活動する市民団体への公用車の無償貸付について、松山市公用車の貸出しに関する要綱に基づき、申請・許可・報告の手続きが行われていたが、市長の決裁、会計管理者への報告及び財政課への合議がなされておらず、無償貸付の手続きが適正に行われていない状況が見受けられた。	・ 物品の無償貸付の手続きについて 適正な無償貸付の手続きができていなかったのは、担当者をはじめ、確認者が松山市財務会計規則や松山市職務権限規則を正しく認識していなかったことが原因で、適切な事務フローで実施していませんでした。 令和8年度からは、松山市財務会計規則を改正し、決裁者を市長から管財課長へ変更するとともに会計管理者への通知を省略するように見直しました。 今後は、規則等に沿った適正な事務処理に努めてまいります。

各規則に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年4月21日付松監第133号の行政監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 都市整備部 空港港湾課	所管課等長氏名 吉 本 真 一
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
・物品の無償貸付の手続きについて 物品の無償貸付については、松山市財務会計規則により公益上物品を貸し付けることができるとき及びその手続き等に関し、市の事務又は事業を委託するため必要な物品の貸付を行うときは、課長の決裁を受け会計管理者に通知しなければならない旨が定められている。又、松山市職務権限規則では、財産の貸付等に関し、財政課への合議が定められている。 三津の渡し運航業務委託については、契約書等で渡船を無償で貸付することが明記されていなかった。又、課長の決裁及び会計管理者への報告、財政課への合議がなされていなかった。 松山港港内海面清掃業務委託については、契約書等で清掃船を無償で貸付することが明記されているものの、課長の決裁及び会計管理者への報告、財政課への合議がなされていなかった。 両業務に係る船舶の無償貸付の手続きが適正に行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	・物品の無償貸付の手続きについて 本事案は、松山市財務会計規則及び松山市職務権限規則に関する認識の不足が原因です。 行政監査のご指摘を受け、下記のとおり改善措置を講じました。 三津の渡し運航業務委託につきましては、業務委託変更契約書及び船舶等使用貸借契約書に無償で貸付けることを明記した上で財政課と会計事務局へ合議後、令和 8 年 3 月 27 日に課長の決裁を受け、契約締結しました。 松山港港内海面清掃業務委託につきましては、業務委託契約書及び仕様書と市所有物品貸借契約書に無償で貸付けることを明記した上で財政課と会計事務局へ合議後、令和 8 年 4 月 1 日に課長の決裁を受け、契約締結しました。 いずれの業務に係る物品の無償貸付につきましても契約締結時に起案文書を会計事務局と財政課に合議し、課長の決裁を受け、会計管理者へ報告しました。 今後の方針としましては、新たに契約を締結する際に契約書や仕様書内に無償貸与に関する内容を必ず明記すること、又、詳細については、貸借契約書において定めることを徹底し、複数人による確認も実施する等の適正な事務手続きを確実に実施してまいります。